



長野県告示第120号

昭和50年長野県告示第97号(騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

第1表に注として次のように加える。

(注) この表における伊那市の地域は、平成18年3月30日におけるものを示す。

第3表に注として次のように加える。

(注) この表における伊那市の地域は、平成18年3月30日におけるものを示す。

地球環境課

長野県告示第121号

昭和50年長野県告示第114号(悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

第1表に注として次のように加える。

(注) この表における伊那市の地域は、平成18年3月30日におけるものを示す。

地球環境課

長野県告示第122号

昭和52年長野県告示第683号(振動規制法に基づく規制地域の指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

第1表に注として次のように加える。

(注) この表における伊那市の地域は、平成18年3月30日におけるものを示す。

地球環境課

長野県告示第123号

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

本則の表に注として次のように加える。

(注) この表における伊那市の地域は、平成18年3月30日におけるものを示す。

地球環境課

長野県告示第124号

昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

別記中

「上伊那郡 高遠町のうち旧高遠町、旧藤沢村、旧三義村及び旧長藤村の地域 長谷村」

岡谷市

を「岡谷市」に、「諏訪市」を

「諏訪市

伊那市 伊那市のうち旧高遠町、旧長藤村、旧三義村、旧藤沢村、旧美和村及び旧伊那里村の地域

に、「高遠町のうち旧河南村の地域 辰野町」を「辰野町」に、

「伊那市」を

「伊那市 伊那市のうち旧伊那町、旧富巣村、旧美篤村、旧手良村、旧東春近村、旧西箕輪村、旧西春近村及び旧河南村の地域

に改める。

農政課

長野県告示第125号

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

別記2中

「大町市 大町市のうち旧八坂村の地域」を

「伊那市 伊那市のうち旧高遠町の地域 大町市のうち旧八坂村の地域」に、

「上伊那郡 高遠町のうち旧高遠町の地域 清内路村」を

「下伊那郡 清内路村」に改める。

別記3中

「小諸市 小諸市のうち旧小諸町及び旧滋野村の地域」を

「小諸市 小諸市のうち旧小諸町及び旧滋野村の地域 伊那市のうち旧長藤村、旧三義村、旧藤沢村及び旧伊那里的地域」に、

「上伊那郡 高遠町のうち旧長藤村、旧三義村及び旧藤沢村の地域

辰野町 箕輪町のうち旧中箕輪町及び旧東箕輪村の地域 長谷村のうち旧伊那里村の地域」

「上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち旧中箕輪町及び旧東箕輪村の地域」に

改める。

道路維持課

別記4中「旧伊那町」を「旧伊那町、旧河南村及び旧美和村」に、
 「上伊那郡 高遠町のうち旧河南村の地域
 箕輪町のうち旧箕輪村の地域
 飯島町のうち旧七久保村の地域」を
 長谷村のうち旧美和村の地域」
 「上伊那郡 箕輪町のうち旧箕輪村の地域
 飯島町のうち旧七久保村の地域」に改める。

農政課

長野県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下仁田浅科線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市志賀字石田6111番地先から 佐久市新子田字丑ヶ久保851番の1 地先まで	旧	5.0~13.8 m	0.8283 km
同 上	新	5.0~13.8	0.8283
		11.5~41.0	0.8103

道路維持課

長野県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯田富山佐久間線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市千栄1493番地先から 飯田市千栄1955番の1地先まで	旧	4.0~21.5 m	1.3512 km
同 上	新	4.0~21.5	1.3512
		12.0~75.4	1.1500

長野県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈川野麦高根線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市奈川471番の11地先から 松本市奈川510番の3地先まで	旧	4.2~5.0 m	0.0844 km
同 上	新	5.0~13.5	0.0844

道路維持課

長野県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有明大町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高有明2148番の3地先から 安曇野市穂高有明7345番の37地先まで	旧	3.2~10.0 m	1.0630 km
同 上	新	5.5~14.5	1.5431

道路維持課

長野県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 下仁田浅科線
- 2 供用を開始する区間
佐久市志賀字石田6111番地先から
佐久市新子田字丑ヶ久保851番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年3月24日

道路維持課

長野県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年3月27日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 飯田富山佐久間線
- 2 供用を開始する区間
飯田市千栄1493番地先から
飯田市千栄1955番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年4月10日

道路維持課

長野県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 奈川野麦高根線
- 2 供用を開始する区間
(延長 84.4メートル)
松本市奈川471番の11地先から
松本市奈川510番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年3月31日

道路維持課

長野県告示第133号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）第5条第1項の規定により、土地の区域を次のように指定し、平成18年4月1日からその効力を生ずるものとします。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

都市計画区域名	区域の名称	指定する区域
須坂都市計画区域	飯田地区	上高井郡小布施町大字飯田の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	林・山王島地区	上高井郡小布施町大字小布施の一部、大字飯田の一部及び大字山王島の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	中町・六川・松村地区	上高井郡小布施町大字小布施の一部、大字都住の一部及び大字中松の一部の区域のうち、別に図面で示す区域

(備考) 図面は省略し、長野県住宅部建築管理課、長野地方事務所及び小布施町役場に備え、縦覧に供します。

建築管理課

長野県教育委員会告示第2号

昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年3月23日

長野県教育委員会

本則の表中「高遠町 辰野町」を「辰野町」に、「中川村 長谷村」を「中川村」に改める。

教学指導課